

令和3年2月10日

第8回水俣市農業委員会

第8回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和3年2月10日
開会 9時30分
閉会 10時35分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
8番 中村 清治 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君
推進委員 14名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の出席は求めなかった。
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 農用地利用配分計画の認可について
報告事項(3) 許可不要転用について
議第30号 農地法第5条の許可申請について
議第31号 農用地利用集積計画の申出について
議第32号 非農地判定について
- 6 農業委員会事務局
局長 本田 聖治
局次長 大川 尊
参事 本村 広揮
参事 松原 真樹

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第8回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は13名、欠席は5番田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、3番森口委員、4番山澤委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から出席を控えていただいておりますので御了承ください。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、7番稲田委員にお願いします。</p>
<p>7番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について御説明します。 報告事項(1)合意解約通知についてです。 議案書は、1ページと2ページになります。 まず、1ページをご覧ください。 番号1番、2番について、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 借人が体調不良により作業ができなくなったために、合意解約したものです。 次に、番号3番から次のページの7番までについてですが、全て農地中間管理事業で賃借していた土地です。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 当該土地を貸人が自己管理することとなったため、合意解約したものです。 それぞれの場所につきましては、3ページから5ページに記載しています。 次に、報告事項(2)農用地利用配分計画の認可についてで</p>

	<p>す。</p> <p>議案書は、6ページになります。</p> <p>番号の1番から7番についてですが、こちらは令和2年12月10日の第6回農業委員会会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議、御承認頂いた土地になります。</p> <p>記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和3年1月15日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年となっております。</p> <p>利用目的は、1番から3番までは水田で、4番から7番までが畑です。</p> <p>借賃、利用権の種類は記載のとおりですが、7番以外は無償となっております。</p> <p>場所は、7ページと8ページに記載されております。</p> <p>次に、報告事項(3)許可不要転用についてでございます。議案書は9ページをご覧ください。</p> <p>1件でございます。</p> <p>届出人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳田、現況畑、面積は771㎡のうち24.8㎡です。</p> <p>理由につきましては、農機具倉庫建築のためで、施設概要は農機具倉庫1棟でございます。建築面積は24.8㎡です。</p> <p>場所は、10ページに記載しております。</p> <p>施設配置図は11ページに記載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第30号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
6 番委員 (金田一充章君)	はい。
議 長	はい、6番、金田一委員。
6 番委員	それでは、議第30号、農地法第5条の許可申請1番について御説明いたします。

	<p>譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。</p> <p>所在地は、13ページ及び14ページの地図のとおりで2段に分かれた畑です。面積は合算で482㎡です。転用目的は個人住宅。転用理由は、譲受人が現在暮らしている建物が1人暮らしには広すぎるため、これを息子家族に譲り、自らは申請地に新築し転居することとしたため、ということです。</p> <p>予定配置図は15ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、2月5日に事務局2名、譲受人の兄、行政書士、推進委員と私の6名で行いました。</p> <p>申請地は孤立した農地で、譲渡人は数年前から借り手を探しておられました。譲受人が、申請地の下の土地の持ち主と相談のうえ、里道を拡幅し、排水路もその際設置するというものでした。</p> <p>隣接する農地は、譲渡人の遊休農地だけで排水方向には耕作地もなく、当該申請に何ら問題はないものと思われまます。</p> <p>よろしく御審議の程お願いします。</p>
<p>12番委員 (前田仁君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、12番、前田委員をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>議第30号、農地法第5条の許可申請について番号2を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>現地調査につきましては、2月5日に事務局2名、池田委員、私と譲渡人の立ち合いの下で行いました。</p> <p>土地の所在は記載のとおりです。台帳現況共に畑。面積につきましては、2筆合わせまして398㎡となっております。</p> <p>転用の目的は、この場所の上に山林を買収されて、木を出す搬出路の建設と仮置き場ということで転用が出ております。</p> <p>土地は2種農地でございまして、1筆は所有権移転で、これは売買となっております。もう1筆は賃借権で、5年間借りられるとお聞きしています。</p> <p>施設の概要は、16ページ、17ページをご覧ください。</p> <p>配置図につきましては、17ページにございますが、林道の造成をするために、ここを転用するというものでございました。</p> <p>資金計画は、記載のとおりでございます。残高証明書添付で</p>

	<p>ございます。重機費につきましては、バックホウしかもっていないので、造成工事の機械の借り上げ料と聞いております。</p> <p>排水の計画につきましては、見てみましたら小さい側溝しかございませんでしたので、お聞きしましたら側溝の整備をして水を流すということです。また山林を大きく伐採されますが途中に谷がありますので、谷の方に分散させて流すという計画を聞きました。</p> <p>ここが、急傾斜地の危険箇所の範囲に入っているということで、事務局に聞きましたら、県に届出をしないといけないという事ですので、何らかの措置をされる可能性があります。</p> <p>譲渡人の山林の伐採ということで、別段問題はないのかなと判断してまいりましたので、御審議よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
4 番委員 (山澤親徳君)	はい。
議 長	はい、4 番山澤委員。
4 番委員	<p>2 番についてお聞きしたいのですが、林道を建設するという事なんですが、住所を見たら譲受人は太陽光発電も関係していますよね。非常に問題になっている。うちあたりの山林も譲受人が買って、話によると太陽光発電を付けるということで、これはいかんと。泥水を流しているということで、現地を確認に行ったら池の水を排水していたそうで、これは、いかんということで止めたそうです。これは、いかがなものでしょうか、後のことです。</p>
1 2 番委員	はい、議長。
議 長	はい、1 2 番前田委員。
1 2 番委員	<p>コロナ禍で、市外の方は立ち会いを控えるということで、詳しい詳細については聞いておりませんが、譲渡人2名の畑の転用という事で、その辺はいいのかなと。</p> <p>それと急傾斜危険箇所が入っていますので、県の方の指導も</p>

	<p>あるのかなと思っております。</p> <p>地元の2名の方が、いつも現場近くにおられますので、監視はしていただけるのかなと思ってきましたところでした。</p>
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第30号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第30号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第31号、農用地利用集積計画の申出についてを議題いたします。関係委員の説明をお願いします。</p>
7番委員	はい、議長。
議 長	7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	<p>それでは、議第31号、農用地利用集積計画の申出、番号1について説明させていただきます。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は、台帳現況共に田です。面積は2筆合計で2,252㎡となっております。</p> <p>始期終期は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間。利用目的は水稲。借賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借人は、記載のとおりです。</p> <p>経営面積ですけれども、自作地5,153㎡。従事者は本人1人となっております。</p> <p>現地調査立ち合いは、2月6日、推進委員の蒔元さんと、借人で行いました。貸人の方は借人の方に一任されていて、親戚ということでした。</p> <p>借人は、兼業で水稲栽培を中心に、休日、平日も仕事が終わってから夜遅くまで、年間150日以上作業に従事されており</p>

	<p>ます。申出地も水稻栽培を行われるとのことでした。</p> <p>申出地の場所は、20ページをご覧ください。</p> <p>貸人に農用地利用集積計画の申出について確認しましたが、所有者が高齢となり農作業はできないので、借人に相談したところ、水稻栽培をしたいので貸してくれないかと申し出があり、5年間の借用となったそうです。</p> <p>農業基盤強化促進第18条第3項の要件を満たしておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議長	4番、山澤委員お願いします。
4番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第31号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規番号2について説明いたします。議案書19ページをご覧ください。</p> <p>貸人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。面積は2筆合計で976㎡となっております。</p> <p>始期終期につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までで、期間は10年間となっております。利用目的は水稻で、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>借人は、公益財団法人熊本県農業公社。</p> <p>今回の農地を貸人から、農地中間管理機構を通して転貸で新規就農者へ貸したいとの要望もありまして、借りることになりました。</p> <p>申請地は、議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>ここは、周囲の状況につきましては、ほとんど水田となっております。平成6年から8年にかけて基盤整備が完了しております。</p> <p>借受け人の状況につきましては、認定新規就農者として、奥さんと2人で農業に従事され、水稻や野菜等を栽培し、年間就労日数につきましても250日以上従事されて頑張っておられます。</p> <p>今回の農地を借りて経営拡大を図りたいとのことでした。</p> <p>以上でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
6番委員	はい、議長。

議 長	6 番、金田一委員をお願いします。
6 番委員	<p>議第 3 1 号、農用地利用集積計画の申出の番号 3 番について説明をさせていただきます。</p> <p>貸人、借人の住所氏名は、議案書 1 9 ページの 3 番に記載のとおりです。</p> <p>申し出の土地は 2 2 ページの地図をご覧ください。</p> <p>地目は田。面積は 2, 4 9 2 m²となっています。</p> <p>始期終期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間です。</p> <p>利用目的は水稻。利用権の種類は使用貸借。借賃は無償となっています。</p> <p>貸人の夫は、数年前から持病のため耕作ができなくなり、借り手を探していたため、今回、中間管理機構への利用権設定となったものです。利用権設定後は、記載のとおり、新規就農者に配分の予定です。この新規就農者の方は、沖縄とか奈良で 5 年ほどの農業経験をされている方で、今回は無農薬で不耕起栽培で水稻を作るとおっしゃっていました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
2 番委員 (松田時義君)	はい。
議 長	はい、2 番、松田委員をお願いします。
2 番委員	<p>1 番について気がかりな点があります。</p> <p>2 0 ページを開けてください。</p> <p>北の方には駐車場です。西の方は川ですので問題ないんですけども、南の方を見たらこの付近は住宅街です。心配するのは、農薬散布についてです。それから、刈り取った後の田んぼを燃やした時の煙とか、必ずこの付近は起こる所です。去年は何回か苦情があつて私が出掛けて行ったんですけども、借人が、そこを意識されて農薬散布とか早朝の農機具のうるさい音がでたとか必ずここは問題が起こる所ですので、そこを気を付けて借りられたらいいんじゃないかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	もともと借人が作っておられたですね。一時、農業から外れて。玉葱とか稲を作っておられた所です。この隣が新規就農者

	の方が玉葱を作っておられます。ここら辺は農薬もかけておられますので、問題はないかなと思います。
7番委員	御近所の方にもですね、耕作するにあたり、こういう事をするんでと伝えたそうです。 農機具とかも仕事が終わってから農作業されるということもあるので、そこら辺の苦情があるということで農薬同様に話をされています。
議長	3年くらい辞められて、また帰って来られたんですね。他に御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第31号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第31号、農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第32号、非農地判定についてを議題といたします。 本議題は、令和2年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、今回は調査を終えた6区、7区、9区、11区、12区、13区、14区、18区について、非農地の審議を行うものです。 現地調査を行った委員から、順に説明をお願いします。
7番委員	はい。
議長	はい、7番、稲田委員。
7番委員	それでは、議第32号、非農地判定について、6区、7区を説明させていただきます。 番号1。所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳畑、現況山林原野となっております。現地調査を行いました。山林原野化が顕著に見られまして、農地への復元が難しい雑木林となっている所も一部ありました。農地への継続は難しいと判断しました。現地は、37ページをご覧ください。 番号2。所有者、土地の所在は、記載のとおり。

	<p>台帳畑、現況山林原野となっております。こちらも現地調査を行いました、やはり山林原野化して傾斜地であります。それでこちらの方も農地への復元が難しいと判断いたしました。</p> <p>番号3。所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳は畑で、現況は山林原野となっております。こちらも現地調査を行いました、こちらの方は、水俣川沿いの一部で、河川敷とみられる所もありましたけれども、山林原野化してかなり荒れた状態で、農地への復元が難しく、また、農機具の持ち込みも困難な場所で、農地への継続も難しいと判断しました。</p> <p>番号2、3の場所は、38ページをご覧ください。</p> <p>番号1、2、3について、非農地判定、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
3番委員 (森口信二君)	はい、議長。
議長	はい、3番、森口委員にお願いします。担当地区の18番から20番も併せてお願いします。
3番委員	<p>おはようございます。</p> <p>非農地判定、番号4について説明させていただきます。</p> <p>所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳は田で、現況は山林原野となっております。面積は89㎡。</p> <p>現地調査の結果、現況は山林原野化しており、農地への復元は非常に難しいと判断してまいりました。</p> <p>番号18。所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳は畑。現況は山林原野となっております。面積は78㎡でございます。</p> <p>番号19。所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳は畑。現況は山林原野でございます。面積は753㎡。</p> <p>番号20番。所有者、土地の所在は、記載のとおり。台帳田、現況山林原野となっております。面積は857㎡。</p> <p>18、20番は、現地調査の結果、現況は山林化しており、農地への復元が難しいと判断してまいりました。</p> <p>申請地は、39ページをお願いします。ここは、川沿いに入った所にありますけど、崩落して、完全に非農地で適当だと判断しております。</p> <p>45ページをお願いします。ここは、3件あります。ここももう山林化してしまっていてなかなか回復が難しい所でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
12番委員	はい、議長。
議長	12番、前田委員をお願いします。

12番委員	<p>引き続き、番号5から12番の8か所について説明させていただきます。たくさんありますので、簡単に説明させていただきます。</p> <p>5番の土地でございますけれども、場所は40、41ページに記載してございます。この土地はですね、去年の7月の豪雨によって、水が堤防を越えてですね、今は石だらけになっておりまして、ここは復元が難しいと判断してまいりました。</p> <p>6番でございますけれども、隣接の所有者と境界が分からなかったものですから、立ち合いをしましたら、杉の木の山林となっております。これも復元が難しいと判断してまいりました。</p> <p>7番。ここは、数十年前に農道を作っておられまして、農道の一部と法面になっておりましたので、農道として使用するというところでございました。</p> <p>8番から12番におきましては、山林化となっていたり、荒れてしまって猪等が荒らしてしまっていて、とても復元が難しいと判断してまいりました。</p> <p>それから農機具の入るような農道がほとんどございませんでした。それで難しいと判断してまいりましたので、御審議、よろしくお願いいたします。</p>
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議 長	10番、松本委員お願いします。
10番委員	<p>おはようございます。非農地判定についての13番から17番までの5件を説明したいと思います。</p> <p>番号13。所有者、土地の所在は、記載のとおりです。台帳は畑。現況は山林原野となっております。</p> <p>14番も同じく山林原野化しておりまして、面積は記載のとおりです。現地は42ページをご覧ください。</p> <p>この写真では分かりにくいんですが、ほとんど山林化しておりまして、農地に復元するには重機とか入れれば出来るかと思いますが、継続して使う人がいませぬので、非農地判定にしてもいいんじゃないかと判断してまいりました。</p> <p>1月24日に、推進委員の原田さんと現地を見て回って、判断をいたしました。</p> <p>15、16番は、43ページをご覧ください。ほとんど山林となっております。道路の斜面の所が農地になってるものですから、農地に復旧すると言っても、後の使用は無理だと思います。杉等が、いっぱい植わってましたので、非農地の判定をいたしました。</p> <p>17番。地図は44ページです。所有者の家がありまして、</p>

	<p>そこの庭の片隅が耕作してない所で、庭の一部みたいな所で、わざわざここを農地にしなくても下の方に農地はたくさんありますので、何故ここが農地だったのか分からないような感じでした。</p> <p>現地調査の結果、全筆とも山林原野化しており、農地への復元は難しく、例え復元したとしても農地として継続的な利用も期待できない状況になっていますので、非農地として判断するのも止むを得ないのかなとなりました。以上で説明を終わります。</p> <p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
6 番委員	はい、議長。
議 長	はい、6 番、金田一委員にお願いします。
6 番委員	<p>3 2 号非農地判定について、2 1 番から8 4 番まで長くなりますけどよろしく御拝聴ください。地図で説明をしたいと思います。</p> <p>まず、4 7 ページの地図をご覧ください。上の方から行きます。道の崖の上にあたりまして、道がとても狭くて耕作の後継者が現れないという状況が続いて、原野化をしています。間の部分も今後、木が生えてきて原野化していくのではないかと。大変、風光明媚な所なので残念な場所でもあります。私の地区では、一番、急速に山林化が進んでいる地区です。今年の夏の農地パトロールの時は、軽トラで入れたんですがもう入れません。そういう地区です。</p> <p>次が、記載のとおりですが、ここは一番木が高い所、一番森になっている部分です。</p> <p>次はその下。これは田んぼで、葦原と雑木が茂っている場所です。</p> <p>次。鉄道に囲まれた農地で酷い藪になっています。</p> <p>次がその下ですね。これは国道の道下にあります。周りはすでに非農地で、ここだけポツンと畑という地目です。</p> <p>次が下に行きまして、ここは、全部で1 2 筆しか農地がないんですけど、宅地化が急速に進んでいます。その下の斜面が竹林になっていまして、その地区は竹が伸び放題で伸びている、他の所まで侵食しているという場所です。</p> <p>次が、川岸になるんですけども、女竹がびっしり生えた場所になっています。</p> <p>次が、道路の拡幅で、路肩になってしまった畑で、実際には路肩の斜面になってしまっています。木が何本も生えている場所で、農地としては使えるところではありません。</p> <p>このページの最後ですが、ここは、大工小屋がある場所の上の森になります。これも随分昔から耕作されていない為、森に</p>

なっています。以上47ページを終わります。

次、48ページにいきます。上の塊なんですけども、左側が孟宗竹の竹藪になっていまして、右側が鬱蒼とした森になっています。それぞれ担い手がなくてどんどん森になっていったという事で、この周りはずでに非農地になっています。ここの土地の人は非農地になりますと言ったら、とても喜んでおられました。

次、真ん中辺り。何故か今回はここだけが対象になったんですけども、ここも森なんですけど、左側のクヌギの林で、おそらくシイタケの原木を取るんだらうなというような森になっています。下の方はですね、それどころじゃない本当の森になっています。これがずっと続いて一連の森に続いています。この地区の竹藪が混じった深い森になっている場所です。以上でこの地区を終わりますけど、一つだけ下に離れた所がありますけども、これは、すでに周りは非農地になっているんですけれども、地目が田んぼになっていて、ここも荒廃をしております。以上で48ページを終わります。

49ページです。上から。地目は田んぼです。ここは右側が樹園地、デコポンでしょうかね。上が貯水プールになります。左側が現在使われている田んぼがあります。孤立した林になっている状態の場所です。誰か使ってくれればいいなという場所なんですけれども、残念ながら使い手がいません。

その下ですが、これは、地区の集会場があるんですが、その前の孤立林になります。

次、右側にいきまして、これは、同じく下が貯水プールになっておりまして、この場所の上側はずでに非農地で森になっておりまして、その森に侵食をされてここも森になったという場所です。

次に真ん中です。ここは、実際は路肩です。木が植わっている斜面です。農地としては使えません。

次。ここは、2㎡しかないんですけれども、それ以外は同一所有者の方の土地で、その間にある部分も非農地になっています。実際、凄い森になっている場所です。

次に49ページの最後ですが、右側。ここは、工事現場です。実際に工事車両とか停まっている場所でもあります。森ではないんですけれども、砂利とかいっぱい敷いてある所なので畑では使わないでしょう。

次、最後50ページ。この一連の場所ですけれども、この辺は通学路を挟んで、以前、荒廃していた場所です。防犯上問題があるという事で、最近木は切っており、かなり今は拓けています。ただし、切った木はそのままゴロゴロ、巨木でしたけれども転がっている状態で、切株もそのまま生やしたままになっています。やがてまた枝が出てくるだろうというところです。

次ですね。この一枚はですね、鉄道の脇にある孤立林です。この一枚だけで、1, 812㎡あるんですけれども、周りは耕

	<p>作をしているので、もったいない場所ではあるんですが、森としてはかなり年季の入った森になっています。</p> <p>次に、右側ですね、この一連の塊ですね。ここは、とても立派な孟宗竹が生えている深い竹林です。周りは雑木化をしているんですけども、ここは、歩いて入る道しかありませんので、農地としては認識ができない場所ではあります。</p> <p>以上で説明は終わります。</p>
議 長	<p>お疲れ様でした。関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第32号、非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第32号、非農地判定についてにつきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第8回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員